

金澤町家情報バンク運用規定

(目的)

第1条 この規定は、金沢市の美しいまちなみを形成する町家等の利活用を促し、永く町家等の保全を図るため、金澤町家情報バンクの運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町家等 原則として昭和25年以前に建築された建物をいう。
- (2) 金澤町家情報バンク 金沢市内に存する町家等の賃貸又は売買に関する情報の登録を通して、町家等の利用を希望する者に対し情報を提供するシステムをいう。
- (3) 所有者等 町家等に係る所有権又は売却、賃貸を行う事ができる権利を有する者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この規定は、金澤町家情報バンク以外による町家等の取引を規制するものではない。

- 2 金澤町家情報バンクは、町家等に関する交渉並びに売買契約、賃貸借契約について直接関与しない。

(管理者)

第4条 金澤町家情報バンクの管理は、金沢市（以下「バンク管理者」という。）が行う。

(町家等の登録申込み等)

第5条 金澤町家情報バンクに町家等の登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、金澤町家情報バンク登録申込書（様式第1号）をバンク管理者に提出しなければならない。

- 2 バンク管理者は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等について審査し、支障がないときは、金澤町家情報バンクに登録しなければならない。
- 3 バンク管理者は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 バンク管理者は、第2項の規定による登録を受けていない町家等で、金澤町家情報バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して金澤町家情報バンクの登録を勧めることができる。

(町家等の情報の提供)

第6条 バンク管理者は、登録した町家等に係る情報を、速やかに金沢市が管理するホームページにより提供するものとする。

- 2 バンク管理者は、提供した情報の一部、又は全部について、不正、偽り、その他情報を提供することが不適切と認めるときは、提供した情報の一部、又は全部を削除することができる。

(町家等に係る登録情報の変更の届出)

第7条 第5条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があるときは、遅滞なく変更の内容をバンク管理者に届け出なければならない。

(登録情報の抹消)

第8条 バンク管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、町家等の登録情報を抹消することができる。

- (1) 登録された町家等に係る所有権その他権利に異動があったとき
- (2) 所有者等が登録の抹消を希望したとき
- (3) 不正、偽り、その他登録が不相当とバンク管理者が認めるとき

2 前項第1号及び第2号の場合において、所有者等は、金澤町家情報バンク登録抹消届出書(様式第2号)をバンク管理者に提出しなければならない。

(町家等利用希望者の登録の申込み等)

第9条 町家等の利用を希望する者は、新たに町家が登録されたことの通知及び金沢住まいのための情報等を得るため、金澤町家情報バンクの利用希望者として登録を受けることができる。

2 登録を受けようとする者は、金澤町家情報バンク利用希望者登録申込書(様式第3号)をバンク管理者へ提出しなければならない。

3 バンク管理者は、町家の利用を希望する者より前項の申込書が提出されたとき、内容を審査し、支障がないときは金澤町家情報バンクに登録し、町家の利用を希望する者に通知しなければならない。

4 登録を受けた町家の利用を希望する者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく変更の内容をバンク管理者に届け出なければならない。

5 バンク管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町家の利用を希望する者の登録情報を抹消することができる。

- (1) 登録を受けた町家の利用を希望する者より登録抹消の届出があったとき。
- (2) 不正、偽り、その他登録が不相当とバンク管理者が認めるとき。

(個人情報の保護)

第10条 バンク管理者は個人情報の保護の重要性を認識し、金澤町家情報バンクの運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

2 バンク管理者は、金澤町家情報バンクの運用に関して知り得た個人の情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 バンク管理者は、金澤町家情報バンクの運用に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規定は、平成17年7月22日より施行する。

附 則

1 この規定は、平成21年10月1日より施行する。

附 則

1 この規定は、令和3年4月1日より施行する。